



「研修便り」は、高知市立学校教職員研修の成果・内容の共有、研究所から発信する情報の周知を目的として、発行していきます。

特別支援教育講座

平成28年 7 月 27 日（水）実施

対象：高知市立学校の参加希望教職員・必須選択研修として受講希望した2・3・4年経験者及び中堅教員研修対象者

概要

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な対応ができる能力を養う。



「特別な支援を必要とする子どもたちへの教育的対応」

講師：高知大学教育学部

是永かな子 准教授

特別な支援を必要とする子どもたちの『状態像』	特別な支援を必要とする子どもたちへの『支援方法』	
	NG対応	GOOD対応
AD / HD 注意欠陥 / 多動性障害 - 人の話を集中して聞けない - 席についていられず、注意しても立ち歩く - おしゃべりがとまらない（口が多動）	呼名及び否定の注意 →「僕ばかり…」「どうせ…」と思わせてしまう 言葉だけで約束させる →「先生が勝手に約束と言っただけ」「僕には関係ない」と思う	頭ごなしに怒らず、ややフライング気味に（希望する姿に近付いてほしいという気持ちを込めて）褒める 机間指導が注意喚起になる - 授業のなかで、動くことができる役割を与える 例）辞書係、配付係など
High Functioning Autism 高機能自閉症 - 人の気持ちや周囲の状況を感じとることが苦手 - 助詞が入らない、単調なしゃべりなど特徴的な話し方 - 物事に独自のこだわりがある	教室を飛び出した子どもを担当が追いかける →全体がざわつく、同じことを繰り返すようになる。 「人の気持ちを考えるように」という指導をする →人の気持ちが理解しにくい	- 飛び出した子どもを探すのは一回目のみOK。二回目以降は他の先生に頼める校内体制をつくる 「〇〇さんはこう思っているよ」と通訳したり、「こうしたら？」と具体的な言動レベルで教示する
LD 学習障害 - 聞いたことの理解が難しい - 話したいがうまく表現できない - 字を書くことが苦手 - 繰り上がり、繰り下がりの計算がうまくできない	支援プラン 「何ができているか」を手がかりに、その力を使って苦手な部分を補う、サクセス分析の視点をもつ - 特別支援教育でも「規律」「指導」が必要。それがないと他の子どもが崩れてしまう	視覚で情報を得ることが苦手な子どもにも聴覚を使って漢字を書くように支援する 客

Q&A 教えて！是永先生！

Q： LDの子どもへの支援や配慮について、他の子どもたちがどう感じるかが心配。

A： 小学校一年生から堂々と教育的配慮、絶対評価をすることを示していく。「形式的平等」から「実質的平等」へ。

Q： 暴言、暴力を繰り返す子どもの、相手への謝罪の場で相手の保護者にどう接するか。

A： 一緒に謝る。容易に病名を告げると、排除に向かってしまうので、「こういう指導をしています」と、現状を伝える。

受講者の感想

支援を必要としている子どもがたくさんいるなかで、その子に合った支援方法を選び、力を付けていくことは大変難しいことである。しかし、教師側がきちんと見極め、適切な指導を行うことで、子どもの力は確実に伸びる。「問題行動」を「問題」として捉えるのではなく「なぜそのような行動を起こしたのか」に目を向け、改善していきたい。「ダメだ」と決めつけず、肯定的に話ができる力を付けていく必要がある。子どもの要望を受け入れるだけでなく、社会的に自立していく力を付けていくためにも、指導力もさらに向上させていきたい。

「インクルーシブ教育システムの構築に向けた合理的配慮」

兵庫教育大学教授 樋口 一宗

<インクルーシブ教育システム>とは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み

(障害者の権利に関する条約第24条)



「障害」とは個人差の大きさ

「やってやれないこと」がある

- ・ みんなと同じように聞くこと
- ・ みんなと同じように見ること
- ・ みんなと同じようにがまんすること など



困難を有する子どもへの支援は、「長所を生かし、困難は代替する」ことです。

障害者基本法 第2条〔定義〕

障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- ・ 事物（利用しにくい建物や設備など）
- ・ 制度（利用しにくい制度など）
- ・ 慣行（習慣や文化など）
- ・ 観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別など）

Q、困難のある人が社会参加するには？

その人が努力して変わればよい？ 周りが変わればよい？

その人ができる努力には限りがあるので、周りが変わればよい



「配慮」



合理的配慮の具体＝社会的障壁の除去

＝無理のない範囲での変更・調整

- 代替手段（代わりにしてくれる道具や技術）や使いやすいもの（ユニバーサルデザイン）を利用する。
- 質や量を変える。
- 人間関係を調整する。 など

障害者基本法 第4条〔差別の禁止〕

- 1 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

子どもの努力が報われる評価を！

望ましくない評価をされて、「次は頑張ろう」と考えるのは、平均以上の能力のある者だけ。

平均以下の能力の子どもが学級の半分

教師は（教科学習に対しては）平均以上の能力の持ち主がほとんど。

私には、半分の子どものつらさが分からないと自覚する。

必要なのは、（子どものつらさを想像する）イマジネーションと（肯定的評価のための）知識をもつこと。



【受講者の声】

- ・ 個人差を日常意識せずに過ごしていることに気付くことができた。そう考えると、本来配慮すべきことをそのままにしている場面も多いと思うので、見方や考え方を変える必要があると思った。
- ・ 支援の必要な子ども使える文房具や総ルビテストなど、子どもに生かせることでも学校（教員）が知らなかったものが多く、いろいろな情報を教えていただいていたありがたかった。